

<「介護給付費のお知らせ」に関する Q&A>

Q1:「介護給付費のお知らせ」とは何ですか？

A:「介護給付費のお知らせ」は、介護保険サービスの利用状況をお知らせする通知です。サービス内容や回数等に間違いや不明な点がないか、確認していただくために発送しています。

(注) 請求書や領収書ではないため、受け取られても、申請等の手続きは必要ありません。

Q2:なぜ必要なのですか？

A:全国の介護保険サービスを利用する人の数は増加傾向にあり、介護給付費は年々増加しています。このままでは、介護給付費が膨らみ、みなさんの負担が増えることになるため、大切な介護保険制度を支えるよう、介護サービスを適切に利用することが求められています。

「介護給付費のお知らせ」は、その手段の一つとして、不明なサービス内容があるかなどをみなさんにご確認いただくため大切な通知です。

Q3:どのようなデータを元に作られたのですか？

A:この通知は、サービスを利用した介護保険事業所から今治市への介護保険請求を元に作成しています。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合は記載されません。また、住宅改修や福祉用具購入費等の償還払い分も記載対象には含まれません。

Q4:「居宅介護支援」「介護予防ケアマネジメント」というサービスは何ですか？

A:サービス計画（ケアプラン）の作成など、ケアマネジャーの業務に対する報酬です。介護保険から全額支払われるもので利用者の自己負担はありませんが、介護保険から給付されている費用ですのでお知らせしています。

Q5:「特定入所者介護サービス費等」というサービスは何ですか？

A:介護保険負担限度額認定の適用を受けている方が、介護保険施設に入所（短期入所による利用を含む）した際に、食費や居住費（滞在費）の負担限度額を超えた分を介護保険給付で負担するものです。サービス費用額から利用者負担額を引いた金額が、介護保険から給付されています。利用者負担額は、介護保険負担限度額認定証に記載された「食費」及

び「居住費（滞在費）」それぞれの負担限度額に利用日数を乗じた金額の合計額となっています。

Q6：通知の中の利用者負担額が、サービス事業所からの領収書の合計金額と合っていないのはなぜですか。

A：この通知の利用者負担額には、介護保険給付外のもの（通所サービスでの食事代や支給限度額を超えて自己負担となった部分など）は含まれないため、実際に支払った額と一致しないことがあります。また、各種減免制度の適用を受けている場合も、実際に支払った金額と異なる場合があります（通知には、各種減免を適用する前の金額が記載されています）。

Q7：介護給付費通知を確認したら、間違いや利用した覚えのないサービスが記載されているのですが、どうすればいいですか？

A：まずは、担当ケアマネジャーや通知に記載されている事業所に確認してください。それでもなお、利用の事実がない場合は、問い合わせ先の今治市介護保険課へ連絡してください。

Q8：このお知らせは自己負担額（支払額）の証明になりますか？

A：このお知らせは領収書ではないため、支払額の証明書としては使用できません。また、所得申告をする際の医療費控除証明書としても使用できません。

Q9：このお知らせは保管しなければいけませんか？

A：このお知らせに保管義務はありません。内容を確認後、不要であれば破棄していただいて構いません。